

## 太田市産業支援センター開放研究室利用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市産業支援センター条例（平成26年太田市条例第19号。以下「条例」という。）及び太田市産業支援センター条例施行規則（平成26年太田市規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、太田市産業支援センター（以下「センター」という。）に設置された開放研究室の利用に関し、その適正かつ円滑な運営のために必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間外の利用)

第2条 規則第2条第1項に規定するセンターの開館時間以外の時間又は規則第3条第1項に規定するセンターの休館日に開放研究室を利用しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出るものとする。

### (利用の休止)

第3条 開放研究室の利用者（以下「利用者」という。）は、その利用を15日以上休止しようとするときは、その旨を市長に申し出るものとする。

### (使用料の支払)

第4条 開放研究室の使用料については、4月分は月初めに、その他の月の分は利用しようとする月の前月の末日までに、月ごとに支払うものとする。ただし、市長が別に支払の定めをした場合は、この限りでない。

### (電気料金の負担)

第5条 利用者は、開放研究室の利用に伴う電気料金を開放研究室の使用料とは別に負担するものとする。

2 前項の規定により利用者が負担する電気料金の額は、開放研究室に備付けのメーターを月ごとに職員が計量して得た使用量による額とする。ただし、開放研究室の一部を利用する場合及び開放研究室にメーターが設置されていない場合の電気料金は、それぞれ利用する面積による面積割り計算で得た額に相当する額とする。

3 電気料金は、市が発行する納入通知書により、その発行日から20日以内に支払うものとする。

### (改造の申請等)

第6条 利用者は、条例第7条の規定による承認を受けようとするときは、産業支援センター開放研究室改造承認申請書（様式第1号。以下「改造承認申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、改造承認申請書を受理し、これを承認したときは、産業支援センター開放研

研究室改造承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用制限）

第7条 利用者は、開放研究室において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 災害事故を引き起こすおそれのある有害微生物、危険な薬品等の持込み及びそれらを取り扱う実験等
- (2) 放射線障害事故を引き起こすおそれのある放射性同位元素を取り扱う実験等
- (3) 環境問題を引き起こすおそれのある有害物質を外部に排出する可能性のある実験等
- (4) 関係法令に違反する実験等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設管理上不相当と認める行為

（薬品等の管理）

第8条 利用者は、消防法（昭和23年法律第186号）の関係法令で規制を受ける薬品、高圧ガス又は劇毒物等の使用管理については、当該関係法令を遵守するものとする。

（センターへの入退館等）

第9条 センターへの入退館及び開放研究室への入退室は、センターの管理システムにのっとり、所定のカード又は鍵を使用して行うものとする。

- 2 利用者は、前項のカード又は鍵を万全の注意により保管するものとする。
- 3 利用者は第1項のカード又は鍵を紛失したときは、市長に対し速やかにその旨を申し出た上、実費を弁償するものとする。

（利用上の注意事項）

第10条 利用者は、業務に伴い発生する全ての廃棄物を関係法令に従って自ら処理するものとする。

- 2 利用者は、開放研究室から退出するときには、電気、水道及びガスの元栓を閉じ、安全を確認するものとする。
- 3 利用者は、センターが実施する防災訓練等関係法令に基づく教育訓練に参加するものとする。
- 4 利用者は、適宜、室内の清掃を行い、整理、整頓及び清潔を心掛けるものとする。

（本社登記）

第11条 利用者は、開放研究室に本社登記をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。